

高額療養費について、以下の表に基づき、ひと月の上限額を算出ください。

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）	多数回該当
ア	標準報酬 83 万以上	252,600 円+（不妊治療費+その他医療費-842,000）×1%	140,100 円
イ	標準報酬 53 万～79 万	167,400 円+（不妊治療費+その他医療費-558,000）×1%	93,000 円
ウ	標準報酬 28 万～50 万	80,100 円+（不妊治療費+その他医療費-267,000）×1%	44,400 円
エ	標準報酬 26 万以下	57,600 円	44,000 円
オ	住民税非課税者	35,400 円	24,600 円

※ここでの不妊治療費、その他医療費は保険適用される診察費用の総額（10割）

例1) ひと月に掛った医療費が不妊治療費のみの場合

- ・高額療養費の適用区分 （ウ）
 - ・ひと月の不妊治療費（3割） 147,180 円（診療費用の総額 490,600 円）
 - ・21,000 円以上を超えるその他医療費（3割） 該当なし
- 計算方法） ①ひと月の上限額を算出
- $$80,100 + (490,600 - 267,000) \times 1\% = 82,336$$
- この月の高額療養費に該当する医療費は不妊治療費のため、
申請額は、82,336 円となる

例2) ひと月に掛った医療費が不妊治療費及びその他医療費（世帯合算も含む）の場合

- ・高額療養費の適用区分 （ウ）
 - ・ひと月の不妊治療費（3割） 44,220 円（診療費用の総額 147,400 円）
 - ・21,000 円以上を超えるその他医療費（3割） 39,000 円（診療費用の総額 130,000 円）
- 計算方法） ①ひと月の上限額を算出
- $$80,100 + (147,400 + 130,000 - 267,000) \times 1\% = 80,204$$
- ②不妊治療のひと月の上限額を算出
- 上記の①で算出した 80,204 円は、不妊治療費とその他医療費が合算された
上限額であるため、不妊治療に掛った医療費を按分し、上限額を算出する。
- $$147,400 + 130,000 = 277,400$$
- $$147,400 \div 277,400 = 0.531 \div 53\% \text{（小数点は、四捨五入）}$$
- $$80,204 \times 0.53 = 42,508 \quad \text{申請額は、} \underline{42,508 \text{ 円}} \text{となる}$$